

埼玉県報

第 184 号 令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日 金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 〇 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 春日部都市計画道路の変更(都市計画課)
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 県道さいたま東村山線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定(朝霞県土整備事務所)
- Q 県道さいたま幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- Q 県道春日部久喜線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 水総合管理システム運用保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示(水道管理課)
- 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する落札者等の公示(荒川左岸北部下水道事務所)
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する落札者等の公示(荒川左岸北部下水道 事務所)
- 博物館に相当する施設の指定(文化資源課)

正誤

○ 埼玉県教育委員会規則第1号中訂正(県立学校人事課)

埼玉県告示第百六十三号

定非営利活動法人を特例認定したので、 九条第二項の規定により公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十九条の規定により、 同法第六十二条におい て準用する同法第四 次の特

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

特定非営利活動法人今様草加宿

一代表者の氏名

長谷部 健一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市住吉一丁目四番十二号百一

四 当該認定の有効期間

令和三年二月十九日から令和六年二月十八日まで

埼玉県告示第百六十四号

1 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和三年二月十九日

埼玉県告示第百六十五号

定 12 大規模小売店舗立 おり縦覧に よる意見の 供する。 概要につ 地法 (平 成 1 て、 同 十年法律第 条第三項 \mathcal{O} 九 +規定によ 号) 第 ŋ 公 八条第一 告 Ļ 項及 及 び 当 び 第二 該意見 項 を \mathcal{O} 次 規

令和三年二月 +九 日

 \mathcal{O}

と

埼 玉 県 知 大 野 元 裕

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規模小 売店 舗 \mathcal{O} 名称及 び 所 在 地

仮 称) ケ ゾ & 7 ツ 七 丰 \exists シ 加 須 向 Ш 岸

埼 玉 県 加 須市 向 Ш 岸 町 二百 三 十 番 地 外

口 大規 模小 売店 舗 立 地法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 規定 に よる市 町 村 \mathcal{O} 意見 0) 概要

(1) 騒音対策等 0 11 7

環境政策課

前

向

き駐

車

 \mathcal{O}

励行、

クラクシ

彐

ン

抑

制

を促

す

措

置を

义

0

7

<

だ

さ

V

- $\left(\longrightarrow \right)$ 営業時 間 が 夜 間 に 及 Š た め 般 車 両に 対 するア 1 ド IJ ン グ ス 1 ツ プ
- $(\underline{})$ \mathcal{O} 自 荷 粛等 捌 車 両 \mathcal{O} 措置を図 に 対 す る 0 T て 1 F ださ IJ ン グ 11 ス 1 ツ プ 早 朝と 夜 間 \mathcal{O} 積み下ろ 作
- (2)交通安全 対 策 12 0 11 7

交通防犯 課

 $\left(\longrightarrow \right)$ を 11 お る 义 願 \mathcal{O} 面 で、 七 11 車 ます。 そ 両 経路 \mathcal{O} とを来客者が 义 に よると、 店 わ か 舗 駐 る ょ 車 場 う に \sim きち \mathcal{O} 出 W 入 り と は た 左 案内 折 \mathcal{O} 標示 4 غ Þ な 誘 0 7

·校教育 課

- 駐 車場の ます。 店舗 周 出 辺が三俣 入り、 搬 小 学校及 入、 搬 び 出 昭 \mathcal{O} 際 和 に 中 児 学 童生 校 \mathcal{O} 徒 通 学 \mathcal{O} 通 路 行 に 指 定 0 さ 11 れ 7 配 て 慮 1 を る お た 願 8 11
- (3)地 域商業貢献等 \mathcal{O} 取 組 に 0 11 7

市 民協働推 進

 $\left(\longrightarrow \right)$ ま 地域自治 会が 開 催 す る 祭 り や各 種行 事 \sim \mathcal{O} 参 加 協 力 12 0 11 て お 願 11

産 業振 興 課

 $\left(\longrightarrow \right)$ 努 8 加 須市 て VI た 商 だけ 工 会 る \sim ょ 加 う 入 お 願 地 11 城事業者 ま す。 \mathcal{O} __ 員とし て、 地域経済 \mathcal{O} 活 性 化 12

従業員等を雇用する際は、 加須市民の積極的な採用に努めていただける

ようお願いします。

二 縦覧期間

令和三年二月十九日から令和三年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第百六十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

作業種類

口市

 $\vec{-}$

公共測量(四級基準点、

境界点座標変換)

三 作業地域

川口市差間一、二丁目地区

四 作業期間

令和三年一月十五日から令和三年三月三十一日まで

埼玉県告示第百六十七号

号) 公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり 第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八

令和三年二月十九日

埼玉 中,是知事 大 野 元 裕

測量計 画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

 \equiv 作業種類

公共測量 (修正図化)

越谷市、

 \equiv

作業地域

吉 川市、 草加市、 三郷市、 八潮市、 松伏町

兀 作業期間

令和三年一月二十九日から令和三年三月三十一日まで

埼玉県告示第百六十八号

る。 で、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示す

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

作業種類

基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)

二作業地域

作業期間

埼玉県全域

 \equiv

令和三年三月一日から令和三年三月三十一日まで

埼玉県告示第百六十九号

条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四 終了した旨測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から通知を受けたので、 令和二年埼玉県告示第五百十七号で公示した公共測量は、令和三年一月二十九日

令和三年二月十九日

埼玉県告示第百七十号

旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法(昭 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の 令和二年埼玉県告示第千二号で公示した公共測量は、令和三年二月五日終了した

令和三年二月十九日

埼玉県告示第百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十八条第一項の規定により、春日部都市計画道路を変更した。 なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年二月十九日

埼玉県告示第百七十二号

二十条第二項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第白岡市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい

令和三年二月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和三年二月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

ž L	路
さ い た ま	線
東 村 山 線	名
新座市野火止四丁目七七三番四七地先 がら同市野火止三丁目九五三番五四地 大まで 関る。)	供用開始の区間
令和三年二月十九日	供用開始の期日
平成二十一年十二 平成二十一年十二 長告示第十四号で告 長告示第十四号で告 の一部供用開始である。	

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

お \mathcal{O} 占用を制限する区域を指定することとしたので、 り公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 \mathcal{O} 規定によ り 次 道 \mathcal{O} 路 لح

び 埼玉県朝霞県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 令和三年二月 +1 \mathcal{T} 九 日 か _ 般 ら二週 \mathcal{O} 縦覧に供する。 間 埼玉 県県 土 整 備 部 道 路 環 境 課 及

令和三年二月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び 路 線 名 占用を 制 限す る 区域

県道 さ 1 たま東 村 山線 新座 市 野 火 止 兀 丁 目 七 七三番四七 地 先 か 6 同 市 野 火

止三丁目九五三番五四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに 地 上 一に設 け る電柱 (占用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用地 ただし、 を確保す 電 柱を地 ることが 上 一に設ける できないと認め P むを得 な 6 11 れる場合は、 事 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} はな 敷 地 *١* ٥ 外 に 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することにより、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和三年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

さい					路
· たま幸手					線
	手線				
限る	(t-	<u>二</u> ₩	 地 先	南埼	
る。 <u>。</u>	ただし、	地先まで	先から	玉郡	供
		るで	ら同郡	宮代	用
	孫係図		同	町	開
	図面に		和言	芦	始
	表示			丁目	の
	小する		目		区
	関係図面に表示する部分に		町和戸三丁目二三六	和戸二丁目二四六番	間
	に		番	—————————————————————————————————————	
		令			供
		令和三年二月十九日			用
		年二			開
		月十			始
		九 日			の
					期
					日
延長 一七二・四九メートル	් ට	示した道路予定区域の一部供用開始で	杉戸県土整備事務所長告示第十九号で告	平成二十五年十月二十九日付け埼玉県	備考
		始であ	号で告	埼玉県	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和三年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和三年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

春	路
日部久喜	線
喜線	名
四 地 南 番 先 埼 一 か 玉	<i>/</i> -
五ら郡	供田
地先まで配用の	用
ま同町和	開
でで大字和戸字本郷の一一一二九	始
和	の -
字 一本 三	区
郷 九 六 番 六 一	間
六 一	
令	供
令和三年二月	用
年二二	開
月 十	始
十 九 日	0
	期
	日
延長 二二〇・〇〇メートル 不成二十五年十月二十九日付け埼玉県 平成二十五年十月二十九日付け埼玉県	備考

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号 告 示

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年二月十九日

埼玉県越谷建築安全センター 所長 志 村 宏

許可番号

令和三年二月四日

指令越建セ第〇二〇〇一一号

検査済証番号

令和三年二月十五日

越建セ第三八○− _ 号

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番八

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市彦兵衛二十二番地四十七

航

埼玉県公営企業告示第八号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和三年二月十九日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 \equiv 郎

- 1 調達案件名及び数量020 管委第4号水総合管理システム運用保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企業局水道管理課水運用・省エネ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目14番21号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年12月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東芝インフラシステムズ株式会社北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区宮町1 丁目 114 番地 1
- 5 契約金額(税込) 209,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

示

埼玉県流域下水道事業告示第二号告

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和三年二月十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 購入等件名及び数量荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県桶川市小針領家 939
- 3 落札者を決定した日 令和3年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 環境クリアー・ヴェオリア共同企業体

代表構成員

日本環境クリアー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番9 構成員

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 東京都港区海岸 3 丁目 20 番 20 号

- 5 落札金額
 - 1,268,300,000円(税込)
- 6 落札者を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年11月17日

示

埼玉県流域下水道事業告示第三号告

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和三年二月十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 購入等件名及び数量利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県桶川市小針領家 939
- 3 落札者を決定した日 令和3年1月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 テスコ・前澤工業共同企業体 代表構成員

テスコ株式会社 東京都千代田区西神田1丁目4番5号 構成員

- 前澤工業株式会社 埼玉県川口市仲町5番11号
- 5 落札金額 957,000,000円(税込)
- 6 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年11月17日

埼玉県教委告示第八号

当する施設として令和三年二月十五日に次のとおり指定した。 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条に規定する博物館に相

令和三年二月十九日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

歴史資料展示室白岡市生涯学習センター	施設名
白岡市千駄野字谷中四三二番地	所在地
白岡市長	設置者

正誤

埼玉県教育委員会規則第一号(令和三年一月二十九日第百七十八号) 中訂正

ページ 行

前から一

誤

学校職員 の勤務時間、 休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則

第九号)の一部を次のように改正する。

正

学校職 員 の勤務時間、 休暇等に関する規則の 一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則 (平成七年埼玉県教育委員会規則第九

号)の一部を次のように改正する。